

男女平等センター団体登録制度の拡充について

👉 「中央区男女共同参画行動計画2023」の重点事業として、新たな団体区分を創設することで、さらなる利用促進と意識啓発の充実を図る。

1 概要

男女平等社会の実現を図ることを目的として活動する団体について、性別要件を撤廃し、新たに登録を可能とすることで、男女平等センターのさらなる利用促進と意識啓発の充実を図る。

2 登録団体の要件等

区分	拡充後の登録団体	
	現行の登録団体	新たな登録団体
構成員の性別要件	5割以上が女性	なし
活動内容	男女平等、女性の地位向上と社会参加の促進を目的とした活動(社会教育的・文化的活動を含む) (例)学習会・研究活動、普及啓発活動、コーラス、ダンス、手工芸など	男女平等社会の実現を図ることを目的とした活動 (例)パパの会、子育て世代の交流、防災・ボランティアの地域活動など

3 施行予定日

令和8年4月1日

4 周知方法

区のホームページ及び「区のおしらせ ちゅうおう」への掲載や館内での掲示、チラシの配布などにより周知を行う。